

お客様各位



「未利用口座管理手数料」の新設および
「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱開始について

平素より協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、長期間ご利用のない預金口座（以下、未利用口座）を対象とした「未利用口座管理手数料」の新設および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始いたします。

これは、お客さまに預金口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正に利用されることによる犯罪の発生やお客さまの被害を未然に防止することを目的とするものです。

なお、「未利用口座」はあくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない預金口座を対象とするものであり、常日頃から入出金のお取引をいただいているお客さまの口座が対象になることはございません。

今後ともお客さまの大切なご預金をお守りするとともに、より一層のサービスに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

○「未利用口座管理手数料」、「残高のない未利用口座の自動解約」の概要

内 容	「長期（2年以上）未利用」かつ1万円未満となる口座に対して口座管理にかかる手数料をいただきます。
取扱開始日	2022年8月1日（月）
対象預金種類	普通預金（総合口座・無利息型普通預金含む）、貯蓄預金
未利用口座と判定する条件	取扱開始日以降、毎年7月31日時点において、最終ご利用日から <u>2年以上一度もお取引がない口座</u> ※ 取扱開始日前の期間は未利用期間（2年以上）に含めません。また、お取引には、通帳記帳、該当口座に対する利息付与、本手数料の引落しは含まれません。 【未利用期間開始の基準となる日】※未利用期間の起算日 ・「2022年8月1日」または「最終異動日の翌日」のいずれか遅い方
未利用口座の対象とならない口座	<ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の預金残高が1万円以上である口座 ・同一店舗で、当該口座を特約口座（入出金口座）に指定しているお預かり金融資産（定期性預金、国債、しんくみ相続信託、保険契約、当組合出資金等）がある場合 ・同一店舗で、当該口座を返済用口座とするお借入がある場合（カードローン契約を含みます） ・相続対象口座、差押対象口座、教育資金一括贈与口座、後見制度支援預金口座等である場合 ※ その他、お取引の状況によって、未利用口座管理手数料の対象とならない場合もございます。
手数料金額	年間1,320円（消費税込） ※ 日頃のお預入れやお引出し、口座振替等でご利用いただいているお客様の口座が本手数料の対象になることはございません。
未利用口座に対する取扱い	① 対象のお客さまには、事前にお届け住所宛にご案内を発送いたします。 ※ ご案内が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ② ご案内の発送後、一定期間（約3ヵ月）経過後も口座のご利用または解約のお取引がない場合本手数料を引き落としさせていただきます。
未利用口座の自動解約	「未利用口座」の内、「未利用口座管理手数料」の引落しの際に口座残高が手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで、口座を自動解約※させていただきます。 ※ 残高が元々0円の未利用口座、定期預金残高がない総合口座を含みます。 なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約後の口座の再利用には応じたくありませんので、予めご了承ください。

以上